

重点点検分野（市場分野）に係る 関係府省の自主的点検結果（調査票）

【分野名】 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

新規設定事項

・重点調査事項①：適切な環境表示の推進

＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

- 1 適切な環境表示の推進【環境省】
- 2 環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業のうち木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築【農林水産省】
- 3 農林水産分野における省CO2効果の表示の推進【農林水産省】
- 4 農林水産分野における生きものマークの活用【農林水産省】
- 5 カーボンフットプリント制度構築等事業【経済産業省】
- 6 フロンの「見える化」【経済産業省】
- 7 エコレールマークの普及、促進【国土交通省】
- 8 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の促進【国土交通省】
- 9 エコシップマークの普及促進【国土交通省】
- 10 景品表示法違反事件調査【公正取引委員会】

第1回点検後フォローアップ事項

・重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況

＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

- 11 地方公共団体等へのグリーン購入の推進【環境省】

・重点調査事項③：SRI等の環境投資の拡大

＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

- 12 環境に配慮した投融資の促進【環境省】
- 13 投資家・金融機関への企業の「環境力」の見える化【経済産業省】

府省名	環境省
施策等の名称	適切な環境表示の推進
施策等の目的	適切な環境表示が消費者に活用されるような体制づくりを目指す。
施策等の概要	<p>製品やサービスについて、環境に配慮した点や環境保全効果等の特徴を説明した環境表示が数多く見受けられるが、一部の環境表示には「根拠が不明確」「主張する内容があいまい」といった問題が顕在化している。このため、「環境表示ガイドライン」を作成し、事業者に対して望ましい環境表示のあり方について啓発を行っている。</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf</p> <p>また、環境表示は、消費者が環境配慮型製品を購入しようとする際の貴重な情報源となっているため、「環境ラベル」を収集した上で整理・分析し、ホームページ上で情報提供を行っている。</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html</p>
施策等の実施状況	<p>平成13年度から、環境省ホームページにおいて「環境省ラベル等データベース」を運営し、地方公共団体及び企業等から掲載依頼のあった環境ラベルについて審査、加工した上で掲載している。</p> <p>また、消費者の環境表示に対するニーズを把握するとともに、諸外国における環境情報提供の体制整備に関する政策等の動向も踏まえ、望ましい環境表示のあり方について取りまとめ、平成19年度に「環境表示ガイドライン」を作成した。</p>
施策等の予算額	<p>平成18年度 3,990千円</p> <p>平成19年度 4,071千円</p> <p>平成20年度 6,209千円</p> <p>平成21年度当初予算 5,500千円</p>
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>引き続き、説明会を開催して「環境表示ガイドライン」の普及を図ることにより、消費者にわかりやすい環境表示が積極的に提供されるよう働きかける。</p> <p>また、事業者等が製品やサービスの環境側面に関する情報を自らの責任において宣言する際の国際基準であるISO14021の改訂が予定されていることから、既存の「環境表示ガイドライン」及び「環境省ラベル等データベース」の内容について見直しを予定している。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	該当なし。

府省名	農林水産省
施策等の名称	環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業のうち木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築
施策等の目的	木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築
施策等の概要	木材利用による環境貢献度の定量的評価手法を構築することで、住宅への木材利用や企業による木材利用の促進を図る。
施策等の実施状況	平成20年度に、木材利用に係る環境貢献度の「見える化」検討会を開催。この検討結果を踏まえ、平成21年度に、LCA評価を中心とした調査を実施し、企業等がLCA評価をはじめとした環境貢献度の定量的評価に取り組むためのマニュアルを整備する。
施策等の予算額	平成21年度当初予算 13,038千円
施策等の効果・課題・今後の方向性等	平成22年度以降は、企業等に対して環境貢献度の定量的評価がビジネスチャンスに繋がること等について、木づかい運動の一環として普及を行う。
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	なし。

府省名	農林水産省
施策等の名称	農林水産分野における省 CO2 効果の表示の推進
施策等の目的	地球温暖化対策に貢献する我が国農林水産業に対する理解促進を通じた国産農林水産物の需要喚起
施策等の概要	我が国農林水産業関係者の温室効果ガス排出削減努力やその努力により生産された国産農林水産物について、その成果を消費者等にわかりやすく示し、消費者等の商品選択に役立つ「農林水産分野における省 CO2 効果の表示」を推進する。 http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/090401_1.html
施策等の実施状況	平成 21 年 3 月に「農林水産分野における省 CO2 効果の表示の指針」をとりまとめ・公表。 当該指針に基づき、農林水産分野における省 CO2 効果の表示を推進するため、平成 21 年度予算において、省 CO2 効果の表示に必要な基礎的データの調査・検討や、省 CO2 効果の表示に係るモデル的な取組への支援を実施。
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名：地球温暖化対策 温室効果ガスの排出を削減して生産された農林水産物を消費者が選択することにより、農林水産業の現場における温室効果ガス排出削減を誘導する。
施策等の予算額	平成 21 年度当初予算 560,886 千円の内数
施策等の効果・課題・今後の方向性等	【政策等の効果】 ・農林水産分野での温室効果ガス排出削減の誘導による京都議定書 6%削減約束達成への寄与 ・地球温暖化対策に貢献する我が国農林水産業に対する理解促進を通じた国産農林水産物の需要喚起 【課題】 ・省 CO2 効果の表示の検討や実施に必要なデータベースの構築、生産段階における排出削減効果の算定に必要な標準値の整備等が必要 ・表示の適切な検証システムや表示違反に対する対応の検討が必要。 【今後の方向性】 上記の課題を踏まえ、平成 21 年度に農林水産分野における省 CO2 効果の表示関連事業を実施。
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	施策開始直後のため、制度改正等は現時点では検討していない。

府省名	農林水産省
施策等の名称	農林水産分野における生きものマークの活用
施策等の目的	地域の特色ある生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解促進を通じた国産農林水産物の需要喚起
施策等の概要	<p>より多くの生きものが住める環境になるよう配慮して生産された農林水産物を、コウノトリやメダカ等の地域の生きものでアピールする「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図る。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/seibutu_tayo/08/pdf/teigen.pdf</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/seibutu_tayo/08/pdf/ref_data.pdf</p>
施策等の実施状況	<p>平成 20 年 7 月に「生きものマーク」の活用について、有識者からなる「農林水産省生物多様性戦略検討会」より提言。</p> <p>本提言を受け、生きものマークをはじめとする生物多様性保全に貢献する農林水産分野の事例調査、手引きの作成を行う、平成 21 年度農林水産生きものマークモデル事業を実施。</p>
他の環境分野との関わりや連携状況	<p>分野名：生物多様性保全対策</p> <p>生きものマークを活用することにより、生産者の取組へのインセンティブとするとともに、消費者も購買活動を通じて生物多様性保全に参加することができる。</p>
施策等の予算額	平成 21 年度当初予算 10,000 千円
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>【政策等の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野における生物多様性保全の推進 ・地域の特色ある生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解促進を通じた国産農林水産物の需要喚起 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業と生物多様性の関係について国民理解が十分ではない。 <p>【今後の方向性】</p> <p>上記の課題を踏まえ、平成 21 年度に農林水産生きものマークモデル事業を実施。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	施策開始直後のため、制度改正等は現時点では検討していない。

府省名	経済産業省
施策等の名称	カーボンフットプリント制度構築等事業
施策等の目的	カーボンフットプリント制度の構築と普及促進
施策等の概要	製品のライフサイクル全般で排出される温室効果ガスをCO ₂ 量に換算して表示する「カーボンフットプリント制度」の仕組みの創設に向けた、試行的な導入実験を行うとともに、制度の国際標準化に向けた議論に積極的に貢献する。
施策等の実施状況	<p>これまでの実施状況は、「カーボンフットプリント制度の実用化・普及推進研究会」等を有識者、産業界、消費者代表及び関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）参加のもと開催し、算定・表示の在り方について検討を行い、平成21年3月に「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」及び「商品種別算定基準（PCR）策定基準」を取りまとめた。</p> <p>また、統一マークを決定し、企業30社等からの協力による「エコプロダクツ2008」での試作品の展示、店頭における試作品の試験販売などを行った。</p> <p>さらに、ISO（国際標準化機構）におけるカーボンフットプリント制度の国際標準化に向けた議論に積極的に貢献するため、「カーボンフットプリント制度国際標準化対応国内委員会」を設置し、国内の取組や国際動向を踏まえ、我が国の対応方針を検討。平成21年1月にマレーシアで開催された国際会合に専門家を派遣し、我が国の考え方を主張。</p>
施策等の予算額	平成21年度当初予算 696,858千円（新規）
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>関係省庁と共に平成20年度にとりまとめた「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」及び「商品種別算定基準（PCR）策定基準」に基づき、市場導入試行事業を実施し、その取組から課題を整理し、カーボンフットプリント制度の更なる精緻化を行う。「指針」、「PCR策定基準」及び市場導入試行事業において策定する各種基準については、順次、日本工業規格（JIS）として制定することを検討。</p> <p>さらに、業界団体及び事業者、消費者双方にカーボンフットプリント制度説明会を実施し、更なる認知度・理解度向上を図る。</p> <p>また、国内の取組や国際動向を踏まえ、ISO等における国際標準化に向けた議論に引き続き積極的に貢献する。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	カーボンフットプリント制度の構築

府省名	経済産業省
施策等の名称	フロンの「見える化」
施策等の目的	地球温暖化係数の高い代替フロン（HFC）の排出防止、回収促進を図るため、購入者・管理者等への注意喚起表示を行う。
施策等の概要	製品に含有されるフロン量に関し、二酸化炭素換算量で表示の導入・推進を行う。 ・メーカーによる出荷品での表示（冷凍空調機器、エアゾール） ・店舗等に設置されている冷凍空調機器へのシール貼付等の実施。
施策等の実施状況	エアコンなどの冷凍空調機器、エアゾール（一液製品、ブロアー等）について、フロンの二酸化炭素換算量の表示導入を、業界団体において自主的に決定。 業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの「見える化」については、平成20年度に、「フロンの見える化シール」の作成し、パイロット事業としてコンビニエンスストアにおいて実施し、その方法、効果等を検討した。
施策等の予算額	平成20年度 20,475千円 平成21年度当初予算 101,436千円の内数
施策等の効果・課題・今後の方向性等	・メーカーによる取組の早期実施（早ければ本年秋の出荷機から表示を行う予定となっている。）。 ・既存設置機器に関しては、対象事業者等を拡大して実施する方向で検討中。
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	（特になし）

府省名	国土交通省
施策等の名称	エコレールマークの普及、促進
施策等の目的	エコレールマークの表示された商品等を通じて、流通過程において企業が地球環境問題に貢献していることを消費者に意識してもらい、企業の鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進する。
施策等の概要	<p>地球環境に優しい鉄道貨物輸送を一定以上※利用している商品又は企業に対して、「エコレールマーク運営・認定審査委員会」において、エコレールマークの認定を行い、マークを表示することを通じて消費者に判断基準を提供する。</p> <p>※認定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商品の認定基準 <ul style="list-style-type: none"> ・500km以上の陸上貨物輸送のうち30%以上鉄道を利用している商品 ○取組企業の認定基準 <ul style="list-style-type: none"> ・500km以上の陸上貨物輸送のうち15%以上鉄道を利用している企業 ・数量で年間1万5千トン以上または、数量×距離で年間1,500万トンキロ以上の輸送に鉄道を利用している企業 <p>施策等の概要紹介HP http://www.rfa.or.jp/ecorailmark/</p>
施策等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコレールマーク運営・審査委員会」を定期的実施し、現在までに認定商品34件（40品目）、認定企業50件を認定。（平成21年7月現在）。 ・一般消費者へのエコレールマークの普及を図るため、政府公報や広報媒体等によるPR活動を実施。
施策等の予算額	なし
施策等の効果・課題・今後の方向性等	現在までに、認定商品34件（40品目）、認定企業50件の認定を行ってきたところであるが、今後とも、エコレールマークの周知ポスターの活用や、環境に関するイベントへの出展等により、消費者の認知度向上を図り、企業の鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進する。
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	なし

府省名	国土交通省								
施策等の名称	建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の開発・普及の促進								
施策等の目的	省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムの開発・普及を促進することにより、室内環境が快適性に優れ環境負荷が低減された住宅・建築物の建築を促進。								
施策等の概要	住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築物総合環境性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency）の開発・普及を推進。								
施策等の実施状況	<p>地方自治体におけるCASBEEの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価結果の提出義務及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築・増築は工事着手21日前までにCASBEEによる評価結果を届出。 ・届出された建築物環境計画書の概要をインターネット・窓口で公表。 （名古屋市、大阪市、横浜市、京都市、京都府、大阪府、神戸市、川崎市、兵庫県、静岡県、福岡市、札幌市、北九州市で導入済み） ○評価結果を活用した消費者への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・マンション広告への評価結果表示義務（川崎市） ○評価結果を活用したインセンティブの付与 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の採択要件化、優先順位の評価項目（大阪市、名古屋市） ・総合設計制度の許可要件化（大阪市、横浜市等） ・金融機関との連携による融資優遇（川崎市） <p>民間企業におけるCASBEEの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間企業の自主的な取組として、評価結果の自主的な公表によるアピールや物件のプロポーザル要件とするなどの取組例がある。 								
施策等の予算額	<table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>3,351,000千円の内数</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,541,000千円の内数</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,497,000千円の内数</td> </tr> <tr> <td>平成21年度当初予算</td> <td>7,913,000千円の内数</td> </tr> </table>	平成18年度	3,351,000千円の内数	平成19年度	3,541,000千円の内数	平成20年度	4,497,000千円の内数	平成21年度当初予算	7,913,000千円の内数
平成18年度	3,351,000千円の内数								
平成19年度	3,541,000千円の内数								
平成20年度	4,497,000千円の内数								
平成21年度当初予算	7,913,000千円の内数								
施策等の効果・課題・今後の方向性等	住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価の対象を建築物単体から拡大し、複数の建築物等から構成される街区や、より広範な地域をも視野に入れた評価手法へと展開。								
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	広範な地域をも視野に入れた評価手法へと展開するとともに、その活用を一層推進するための方策等について検討中。								

府省名	国土交通省
施策等の名称	エコシップマークの普及促進
施策等の目的	<p>地球環境にやさしい海上貨物輸送（フェリー、RORO船、コンテナ船、自動車専用船）を一定以上利用している荷主、物流事業者に対して、「エコシップマーク」の認定を行い、マークの表示によって環境にやさしい企業としてのイメージアップに役立てるもの。</p> <p>また、「エコシップマーク」の商品、カタログ、車体等への表示によって、海上輸送を通じた環境対策に貢献する企業としてアピールし、消費者に認識してもらうことで、物流モードの海上貨物輸送へのモーダルシフトを促進することを目的としている。</p>
施策等の概要	<ol style="list-style-type: none"> 海上貨物輸送へのモーダルシフトに貢献する荷主企業及び物流事業者(以下「優良事業者」という。)を選定し、エコシップマークの使用(2年間)を認めること等を通じて船舶を利用したモーダルシフトのアピールを行う。 特に貢献度の高い優良事業者に対しては、国土交通省海事局長の表彰を行う。 <p>施策等の概要紹介HP http://www.ecoship.jp</p>
施策等の実施状況	<p>平成20年12月に平成20年度の認定事業者を決定。(認定事業者：荷主12者、物流事業者13者)し、平成21年1月に、特に貢献度の高い優良事業者に対して、国土交通省海事局長の表彰を行った。(表彰事業者：荷主12者・物流事業者12者)</p>
施策等の予算額	なし
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>平成20年度に認定した事業者の「エコシップマーク」の使用状況を調査した後、その使用方法の課題を抽出し、「エコシップマーク」の効果的な使用方法を検討する。</p> <p>さらに「エコシップマーク」の効果的な活用方法を公表することで、さらなる環境にやさしい企業としてのイメージアップに役立てるとともに、物流モードの海上貨物輸送へのモーダルシフトを促進させる。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	なし

府省名	公正取引委員会
施策等の名称	景品表示法違反事件調査
施策等の目的	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護するため。
施策等の概要	景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（法的措置（景品表示法第6条に基づく排除命令）、警告又は注意）を講ずる。
施策等の実施状況	景品表示法に違反する行為に対し、景品表示法に基づいて、排除命令、警告等の措置を行い、厳正に対処しているところ。 平成20年度には、製紙会社8社に対し、再生紙コピー用紙の古紙配合率に関する不当表示について、排除命令を行ったところ。
施策等の予算額	平成18年度 28,286千円 平成19年度 25,717千円 平成20年度 22,812千円 平成21年度 3,148千円 ^注
施策等の効果・課題・今後の方向性等	今後とも、引き続き、環境表示も含め、景品表示法上問題となる行為がみられた場合には、厳正に対処していく。
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	

（注）消費者庁への移管が予定されているため、平成21年度においては1か月分の予算のみ計上

府省名	環境省
施策等の名称	地方公共団体等へのグリーン購入の推進
施策等の目的	地方公共団体におけるグリーン購入が、円滑に実施されるよう支援する。
施策等の概要	<p>地方公共団体は地域の経済や社会に対し大きな影響力を有し、その支出が国内総支出の1割以上を占めるため、社会経済のグリーン化に果たし得る役割が極めて大きいと考えられる。このため、すべての地方公共団体が、て組織的にグリーン購入を実施することを目指す。</p> <p>・地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/guideline/index.html</p>
施策等の実施状況	<p>グリーン購入を積極的に推進している事例を収集した上で、ケーススタディを中心とした地方公共団体向けのグリーン購入取組ガイドラインを作成してきた。平成21年3月に作成した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」では、「照明」の分野に環境効率等の具体的な情報を盛り込んでトータルコスト面でのメリットを説明するとともに、文字数を少なくして図表を活用することで親しみやすい内容とした。</p> <p>他省庁の既存施策体型の活用例としては、国土交通省が作成する基準、仕様書等にグリーン購入に係る規定が盛り込まれることで、地方公共団体が発注する公共工事分野においてグリーン購入への取組が進んでいる事例がある。</p>
施策等の予算額	<p>平成18年度 20,318千円 平成19年度 9,177千円 平成20年度 12,863千円 平成21年度当初予算 22,224千円</p>
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>平成20年度までに、すべての都道府県・政令市、区市の約7割及び町村の約4割が、すでに調達方針を策定し、グリーン購入に取り組んでいる。</p> <p>今後は、未実施の自治体におけるグリーン購入への理解の醸成と取組みの促進を図るため、調達者の実務上の助けになるような手引きを作成するとともに、引き続き地域におけるグリーン購入ネットワークの設立を支援し、それぞれの地域特性や取組レベルに合った働きかけを進めていく。</p> <p>また、役務の担当者が多く参加する環境配慮契約法の説明会と合同で基本方針ブロック別説明会を開催すること等により、役務の分野での取組が進むよう引き続き努めていく。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	なし。

府省名	環境省								
施策等の名称	環境に配慮した投融資の促進								
施策等の目的	持続可能な経済活動を構築するため、環境に配慮した資金の流れを拡大する								
施策等の概要	環境等の社会的課題に取り組んだ企業等が金融機関をはじめ社会から積極的に評価され、金融機関や投資家等の投資判断に環境や社会への配慮が盛り込まれるようになるための基盤整備、取組支援を行う。								
施策等の実施状況	<p>日本のSRIファンドの投資残高が欧米に比べて低い(約0.9兆円ー2007年、以下同じ)状況を踏まえ、環境金融及び環境情報開示普及促進調査事業を実施し、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施した。その結果、SRI残高は、米国では約307兆円、英国では約169兆円となっており、我が国の残高との差は依然として大きいことが判明した。</p> <p>また、投資家の投資判断に必要な環境情報の提供方法等に関して検討を行い、その内容を中央環境審議会総合政策部会に報告した。</p>								
施策等の予算額	<table> <tr> <td>平成18年度</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>122,500千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>255,426千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度当初予算</td> <td>257,463千円</td> </tr> </table>	平成18年度	4,500千円	平成19年度	122,500千円	平成20年度	255,426千円	平成21年度当初予算	257,463千円
平成18年度	4,500千円								
平成19年度	122,500千円								
平成20年度	255,426千円								
平成21年度当初予算	257,463千円								
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>環境に配慮した製品・サービスや、環境経営に取り組む企業が、市場において適切に評価されるような環境情報の提供のあり方を検討する。</p> <p>また、日本版環境金融行動原則の策定について検討を行う。</p> <p>さらに、公的年金等の機関投資家が、ESG(環境・社会・企業統治)を考慮して資産運用するためにはどのような施策が必要かを検討する。</p>								
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	地球温暖化関係情報の制度開示								

府省名	経済産業省
施策等の名称	投資家・金融機関への企業の「環境力」の見える化
施策等の目的	「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への適用
施策等の概要	我が国企業の「環境力」が金融市場において投資家や金融機関に的確に評価され、企業の競争力として具現化されるような評価手法を開発するとともに、「環境力」のある企業に投資や融資を呼び込むため、「環境力」のある企業群の株価指数の組成等に活用する。
施策等の実施状況	これまでの実施状況は、「金融市場における「環境力」評価手法研究会」を有識者等参加のもと開催し、「環境力」を金融市場における投資や融資の呼び込みと企業の競争力強化につなげるための「環境力」評価フレームを策定するとともに、本フレームの株価指数への適用方策等についての検討を行った。
施策等の予算額	なし
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>本フレームが、大企業のみならず中堅・中小企業による望ましい環境の取組につながり、金融市場において企業の「環境力」が適切に評価され、実際の投資・融資行動等につながるように、企業を評価する主体である金融機関、個人投資家、機関投資家等の様々なステークホルダーへの利用の働きかけやWEBによる広報等により、本フレームの意義、内容等についての広範囲な認知度向上と普及啓発を図る。</p> <p>また、本フレームにおける評価の視点、評価指標、評価手法は常に変化しうるものであるため、一定期間ごとに所要の見直しを行うとともに、様々なステークホルダーのそれぞれの評価の視点から利用しやすいものになるように、さらに企業の「環境力」の総合的な評価を行う基盤になるように精緻化を図る。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	なし